

○議長（井上勝彦君）順番2、7番 松浦君。

〔7番（松浦健次君）登壇〕

○7番（松浦健次君）おはようございます。

私は今回、四つの点について質問いたします。私は8年前に立候補させてもらって、当選2期、今3期目でございますが、そのときの基本的な姿勢というのは、なれ合い政治と事なかれ主義、場当たり先送り政治を打ち破ることなくして、真に市民のための政治はあり得ない。こういう覚悟を持って立候補して、今日を迎えさせていただきました。3期目もまた、こういう姿勢で終始一貫頑張りたいと思いますので、議員の皆さま、また市当局の皆さまのご指導、ご鞭撻を賜りまして、議員としての職責を立派に果たしてまいりたいと思います。よろしくお願いいたします。

まず第1、区や自治会が特定の候補者を推薦することは、憲法第15条、第21条に違反すると思いますが、市長、選挙管理委員長の見識を伺います。

①憲法第15条第4項は、国民の自由意思による投票を保障しています。ところが、区や自治会が特定の候補者を推薦すれば、住民はほかに応援したい候補者がいても、日常生活が円満にいかなくなることを恐れます。そして、心ならずも区が推薦している候補者に投票する可能性が少なくありません。これは、まさしく憲法第15条が保障する「自由意思により投票する権利」を、事実上侵害していると思います。

②また、憲法第21条は表現の自由を保障しています。ここで言う表現の自由は、もちろん政治的な表現の自由を含んでおります。

ところで、区や自治会の推薦があると、区

の役員や住民が協力し合って選挙運動をするのが普通です。この場合、ほかに自分が支持したい候補者がいても、ビラを配ったり後援会入会のお願いなどを事実上遠慮して、自粛する可能性が大きいと言えます。言い換えれば、区が特定の候補者を推薦しなければ、住民は自分が本当に応援したい人の運動を自由にすることができます。その自由は、区が特定の候補者を推薦することにより侵害されることとなります。

③確かに、宗教団体、企業、組合も特定の候補者を推薦することがあります。しかし、これらは純然たる私的団体の行為です。これに対して、区や自治会は形式的には任意の私的団体ですが、実質的には極めて公的性格が強い団体でございます。

すなわち、区や自治会は、市から行政事務委託費を受け取り、市の行政に密接にかかわっています。例えば、区や自治会の要望は区長を通して市に届ける制度になっており、民生委員や母子保健推進員は区長の推薦に基づいて決定されることになっております。そのほか、各種の立ち会い、ごみ関係の対応、広報配布等、行政施策の推進に広く協力する関係にあります。

このように、公的色彩の強い団体が特定の候補者を推薦し、住民の投票行動に不当に影響を及ぼすことは、憲法第15条、第21条の趣旨に反すると思います。

したがって、特定の候補者を区・自治会が推薦することをやめるよう、市長及び選挙管理委員長が各区を指導することを求めます。

質問の第2点は、地域の要望は区長を通して市に届ける制度は万全か。すなわち、区長

から地域の要望が市に届かない場合、市はどのようなふうに対応するのか。

第3点の質問です。ごみ収集の問題点。4月から新しい形のごみ収集を行っています。現在、どのような問題が持ち上がっているのか。また、その原因はどこにあり、いつまでに、どのように解決するのかを伺います。

4、道徳教育の充実について。過日、私が一般質問を行い、市長、教育長から強いご賛同をいただきました道徳教育の充実について、現状と今後の施策内容及び課題を伺います。

よろしくをお願いします。

○議長（井上勝彦君）7番 松浦君の一般質問に対する答弁を求めます。

市長。

〔市長（木下善之君）登壇〕

○市長（木下善之君）皆さん、おはようございます。

松浦議員のご質問にお答えをいたします。

議員おただしの「区や自治会が特定の候補者を推薦することについて、憲法第15条、第21条に違反すると考えますが、市長の見識を問う」についてお答えをいたします。

選挙業務については、選挙管理委員会の専権事項であり、論評する立場にないものと考えております。なお、憲法に違反するかどうかについては、市長としては判断する立場にないものと考えております。

したがいまして、行政指導を行う考えはございません。

なお、残余の件につきましては、担当参与よりお答えをいたします。

○議長（井上勝彦君）教育長。

〔教育長（松田良夫君）登壇〕

○教育長（松田良夫君）道徳教育の充実について、現状と今後の施策内容及び課題についてお答えします。

まず、現状についてですが、平成22年9月

議会の一般質問においても紹介させていただきましたが、1点目は、道徳教育の指導の重点や特色を明確にすること。2点目は、保護者や地域の方々との連携を図り、ボランティア活動や自然体験活動などの道徳性の育成に資する豊かな体験を進めること。3点目は、身に付けるべき基本的な生活習慣や社会性、集団生活のルール、善悪の判断等について、家庭との連携を重視すること。4点目は、家庭で「人としての生き方」について話し合うよう、機会をとらえて啓発することを重点としています。

このことを進めていくために、道徳の時間の指導をかなめとして、学校の教育活動全体を通じて、児童生徒の内面に根ざした道徳性の育成と道徳的実践が図られるよう、各学校において「道徳教育の全体計画」を立案するとともに、より具体的な取り組みにつなげるために、道徳性の発達段階に即して学年別重点目標を設定しています。

また、昨年度は、学習指導要領改訂に伴う道徳教育の研修会や、道徳教育推進教師を対象とした研修会、道徳教育指導者養成のための中央指導者研修への教員派遣を行い、教員の資質向上にも取り組んできたところです。

今年度においては、6月6日から5日間の中央指導者研修に1名の中学校教員を派遣し、「発達段階に応じた指導内容の重点化や、道徳教育推進教師を中心とした指導体制と道徳教育の展開、魅力的な教材の活用等、道徳の時間の指導の充実、体験活動や実践活動の推進」について研修を受けていただいています。今後、本研修会の伝達講習会を開催するとともに、学校や地域の実態に即した道徳教育の推進について協議を行う場を設定していこうと考えています。

3月11日に起こった東日本大震災では、未曾有の被害を受けながらも、日本人の冷静で

礼儀正しいマナーと助け合い精神等が注目を浴びました。このことから、日々の教育活動における道德教育の大切さを感じたところです。長年にわたり着実に道德教育を行ってきたからこそ、どんな状況下に置かれても、道德的規範意識に基づく行動に結びついたのではないのでしょうか。

今後も、幼児期においては道德的規範意識の芽生えを培うこと、小学校においては道德的価値観の形成を図る指導の徹底と自己の生き方についての指導の充実、中学校においては人間としての生き方を見つめさせる指導を着実に実践していくことを大切にしながら、人間として持つべき規範意識、自他の生命の尊重、自尊感情や思いやり、誠実や感謝、法やルールの遵守など、道德性の育成にこれまで以上に組織的に取り組んでいくことが課題であると考えていますので、ご理解をお願いいたします。

○議長（井上勝彦君）選挙管理委員会事務局長。

〔選挙管理委員会事務局長（那須浩二君）登壇〕

○選挙管理委員会事務局長（那須浩二君）議員おただしの、特定の候補者に対する区や自治会推薦についてお答えします。

候補者本人が、地縁による任意の私的団体である区や自治会など各種団体の推薦を受けて立候補手続きを行う場合、推薦の有無については公職選挙法上の届出事項にはなっておらず、また、推薦はあくまでも区や自治会のそれぞれの意志に基づくものと考えています。したがって、推薦はその団体の中で議論される問題であり、選挙管理委員会としては、団体推薦の是非について論評する立場にないものと考えております。

なお、選挙管理委員会にとって、選挙が公明かつ適正に行われるよう周知、啓発を図ることが命題であります。このことから、選挙

管理委員会としては、公職選挙法に基づく選挙執行に努めておりますが、議員おただしの区や自治会が特定の候補者を推薦することが、憲法第15条、第21条に違反するかどうかについて、司法的判断を行う立場にないものと考えております。このため、このような司法的判断に基づく行政指導を行う立場にもなく、区推薦等については、それぞれの自主判断によるものと考えておりますので、ご理解を賜りますようお願いいたします。

○議長（井上勝彦君）建設部長。

〔建設部長（松浦広之君）登壇〕

○建設部長（松浦広之君）地域の要望は区長を通して市に届ける制度は万全かとおただしに、建設課への要望を例に挙げてお答えします。

現在、各地区から修繕や改良等、たくさんのご要望をいただいておりますが、そのすべてに対応することは非常に困難な状況です。市としましても、要望内容の公共性や緊急性、地域性も含め、優先順位等を各区長さんに相談、協議させていただきながら事業を進めているのが現状です。

このため、要望は、各区長さんにお世話になり、提出していただくことを基本としていますが、市への要望方法については、各地区により、地域性や運営方法等により独自性があります。例えば、区民の皆さんからの要望は区長さんがまとめた上、すべて市へ要望する地区、区民の皆さんからの要望を地区の各役員さんが集約の上、区長さんから市へ要望する地区、区民の皆さんからの要望を地区の中で順位等を精査した上で、区長さんから市へ要望する地区、これ以外にもいろいろケースがあると思われま。

区長さんから地域の要望が市に届かない場合に、市はどのように対応するのかとおただしですが、例えば、道路などの場合、各道

路管理者の連絡先をくらしのガイド等に搭載していますことから、市民の方から直接要望をいただく場合もあります。地域としての意見をお聞きする意味で、区長さんへお話いただくようお願いし、また、市も区長さんにご相談させていただきながら進めておりますので、ご理解のほど、よろしく願いいたします。

○議長（井上勝彦君）市民部長。

〔市民部長（井浦健之君）登壇〕

○市民部長（井浦健之君）ごみ収集の問題点についてお答えいたします。

まず、4月から新しい形のごみ収集を行っていますが、現在、どのような問題が持ち上がっているかについて答弁いたします。

平成23年4月より、収集体制等の見直しを行いました。今回の見直しでは、可燃ごみの収集について、平成21年8月時点で59地区であった生ごみ堆肥化による週1回収実施地区が、住民の皆さんのご協力により、現在72地区となっています。可燃ごみ収集車両も2車両減車することができました。そこで、他の収集品目もあわせ、収集区域等の見直しを行った結果、地区によっては収集曜日や収集時間に変更となっております。

収集区域等の変更に伴い、4月から大幅に収集時間が変動して、住民の皆さんに大変ご迷惑をおかけしたところです。

また、少しでも早く収集してほしいという要望もありますので、集積所の集約化にも取り組み、収集時間の短縮に努めてまいります。

収集時間の問題については、今後もさらにごみの減量化が図られることで、収集体制等の見直しや、それに伴い、収集時間の変更をせざるを得ないことをご理解いただきますようお願いいたします。

次に、収集されずに集積所に残されるごみの問題があります。平成21年8月からの広域

ごみ処理場移行に伴う分別の変更については、説明会の開催、広報・ホームページへの掲載等により、一定のご理解をいただいております。残されるごみも少なくなってきています。

しかしながら、一部にはまだ収集できないごみの排出により、残さざるを得ない集積所もあり、区長さんをはじめ地域住民の皆さんのご協力にもかかわらず、周辺環境悪化を招いている状況もございます。

この原因としては、分別がされていないもの、指定袋以外での排出等、排出のルールが守られていないことがあります。

この対策につきましては、今後ごみの分別や資源化へ意識啓発を図ってまいりたいと考えておりますので、ご理解のほど、よろしく願いいたします。

○議長（井上勝彦君）7番 松浦君、再質問ありますか。

7番 松浦君。

○7番（松浦健次君）順番に従って、1番から再質問をします。

まず、全面否定と。何ら問題がなさそうな答弁を二ついただきましたけれども、私は大きな問題があると思ってこの質問を取り上げました。その理由は、まず選挙管理委員長にこの議会で答弁して、私と色々な議論をさせてもらいたいと思ったんですけど、出てくれないと。選管の人も、きょうは傍聴にも来ておられないと。選挙に関して基本的な問題が議題となっているときに、こういう状態の選管が本当にあるべき姿かと。まず、その点を指摘しておきます。

選挙管理委員長のかわりに事務局長が答弁してくれるということですので、まず、公職選挙法第1条、どのように書いてありますか。

○議長（井上勝彦君）7番 松浦君。

○7番（松浦健次君）時間がかかりますので、こういうふうに書いてあるんでしょう。「この

法律は、日本国憲法の精神に則り、その選挙が選挙人の自由に表明せる意思によって公明且つ適正に行われることを確保し、もって民主政治の健全な発達を期することを目的とする。」こういうふうに書いてあるんです。今、読んでどう思われますか。答弁と。

○議長（井上勝彦君）選挙管理委員会事務局長。

○選挙管理委員会事務局長（那須浩二君）はじめに、選挙管理委員会としまして、今回のご質問等におきまして選挙管理委員会の中で議論もいただいております。その中で、やはり選挙管理委員会は司法的判断をできる場ではないというようなことから、お答えをさせていただきます。よろしくお願いいたします。

そして、この第1条、この法律は日本国憲法の精神に則り、衆議院議員、参議院等ということで、選挙人の自由に表明せる意思によって公明かつ適正に行われることを確保し、ということで、選挙事務において、やはり公明正大な選挙執行を行うことを選挙管理委員会としては努めているところでございます。

以上です。

○議長（井上勝彦君）7番 松浦君。

○7番（松浦健次君）今、質問の核心は、公明正大に選挙人の自由意思で行われているかどうかと。行われていない場合であるから、どういうふうにしたらよろしいんですかと。行われるようにしてください、そういうお話なんです。司法判断とか、そういう大層な話違うんですよ。憲法というのは国家の基本法でしょう。価値をきっちり書いて、枠組みを示しているのが憲法でしょう。人権の点については二十何条しかないんですよ。その中で一番大事なところ、つまり、自由意思による選挙、表現の自由によっていろんな政治的運動ができる。これを国家の基本法が大事なものとして書いてるんですよ。その触れるか

触れないかじゃなくて、その価値を大事なものとあなたは認めるんですか。

○議長（井上勝彦君）選挙管理委員会事務局長。

○選挙管理委員会事務局長（那須浩二君）選挙の投票における自由ということで、投票所におきましては個人の意思をもって記名投票いただいております。そういう投票の場をつくっていくということで、投票の自由を確保していくということが大事であるというふうに認識しております。

以上です。

○議長（井上勝彦君）7番 松浦君。

○7番（松浦健次君）その自由な投票、自由な選挙運動ができない状態が現実にあるということは認めますか。

○議長（井上勝彦君）選挙管理委員会事務局長。

○選挙管理委員会事務局長（那須浩二君）投票所における投票におきましては、本人さん個人の意思をもって記述をし、投票いただいているというふうに認識しております。

○議長（井上勝彦君）7番 松浦君。

○7番（松浦健次君）公務員が選挙運動をしてはいけないでしょう。何ですか。

○議長（井上勝彦君）選挙管理委員会事務局長。

○選挙管理委員会事務局長（那須浩二君）公務員は、政治活動の禁止規定が地方公務員法等において規定されております。公務員は、いわゆる特定のためではなく、国民のための公僕という形での務めということに規定されております、ということによるものと考えております。

○議長（井上勝彦君）7番 松浦君。

○7番（松浦健次君）公務員が政治運動をしたって、市民は自分の自由で投票できる。そばまで来て見てないんだから、できるんです

よ。そういうことだけだったら、公務員にだってどんどん選挙運動をさせてもええはずでしょう。やはり、法律上のみならず、事実上そういう影響力を与えてはならないということで、公務員の政治的行為を禁止しているんでしょう。法律上のみならず、事実上も与えてはいけないと。

そしたら、この区の場合、区が推薦することによって、私が今はじめに述べたような事実上の影響というのが絶対にあるんです。私のこの一般質問、何をするか、これを知った人が私に激励のメールをくれました。電話もいただきました。こういうことがまだ行われているのかと。私の主人は堺市役所に行っているけれど、こんなばかなことはやっていませんよと。戦後の村社会、あるいは顔役の影響によって、選挙に本当にこの人に入れたい、あの人のために応援したいと、そういう意思を現実曲げている。そういう実態があるときに、私は司法判断をする立場にないというのは答弁になってないんじゃないですか。それを今のままでいいということですか。まず実態ないかあるか、どういう認識をしているんですか。

○議長（井上勝彦君）選挙管理委員会事務局長。

○選挙管理委員会事務局長（那須浩二君）議員のおっしゃられるように、公務員には公務員による政治活動の自由が制限されております。しかし、区と言われますものは、あくまでも地縁による任意の団体でございますので、同様に論じることはできないものかと考えます。

以上です。

○議長（井上勝彦君）7番 松浦君。

○7番（松浦健次君）確かに形式上は任意です。しかし、ほぼ全世帯がその自治会に入っているんでしょう。その区の住民として、広

報を受けたり、いろんな点で市との関係でお世話をしていると。これがこの実態ですよ。その中で、全くの私的団体ではなくて、極めて公的色彩の強い団体だから問題があると言っているんですよ。その辺について、どういうふうにお考えですか。

○議長（井上勝彦君）選挙管理委員会事務局長。

○選挙管理委員会事務局長（那須浩二君）区というものは、先ほども申し上げましたように、その地域の地縁による団体であり、その地域の発展等のためとかということで、皆さんご尽力をいただいているものかと思えます。以上です。

○議長（井上勝彦君）7番 松浦君。

○7番（松浦健次君）どうも答弁がかみ合わないようですけれども、区の公共性を認めて、それでこういう不都合が現実にあるんだということは認めますか。あったとしても、それはやむを得ないんだということですか。そんな無責任なことを言ったら、これからどんどん区がしっかりと応援して、もっともっと住民の意思、自由意思を縛るようになりますよ。市長、どうですか、この辺は。

○議長（井上勝彦君）選挙管理委員会事務局長。

○選挙管理委員会事務局長（那須浩二君）区はあくまでも任意の団体かと考えています。

○議長（井上勝彦君）市長。

〔市長（木下善之君）登壇〕

○市長（木下善之君）松浦議員の再質問にお答えいたしますが、市の長としまして、論評する考えさえ持っておりません。選挙管理委員会事務局長から答弁したとおりであります。以上です。

○議長（井上勝彦君）7番 松浦君。

○7番（松浦健次君）市の行政の本質というのは、憲法の価値観を実現する、これが市の

行政の本質でしょう。そうだとすれば、その民主政治を支える制度自体に欠陥があるときに、論評を差し控えますという、責任放棄じゃないですか。今までの答弁を聞いていたら、全然、人ごとみたいな話ですけども、一人ひとりの自由意思に基づく選挙あるいは選挙運動、これが曲げられている。それを、私は知りませんか。これは市長、責任放棄ですよ。そういうふうに判断してよろしいですか。

○議長（井上勝彦君）市長。

〔市長（木下善之君）登壇〕

○市長（木下善之君）私の答弁したとおりであります。

以上です。

○議長（井上勝彦君）松浦君、選挙管理委員会という市の組織がございますので、そこへ市長が選挙管理委員会の中まで介入をするということはやっぱりできないと。その組織がありますのでね。選挙管理委員会事務局長の答弁がお互いにかみ合わない状況になっておりますので、司法という道もありますし、するので、まだまだ議論はやっていただいたらいいですが、次の問題もございますので。

それでは、7番 松浦君。

○7番（松浦健次君）市長が選挙管理委員会に介入するという事は、私は、それは制度の趣旨に反して間違っていると思います。だから、そういうことを要求しているのではなくて、市長は市民の立場として、選挙事務とか、それが執行が曲げてなされている部分がある、それに対して市長としてどう思いますかと。私は判断する立場にない、そういうことを言われるというのは責任放棄、私はそのようにとらえます。

この質問は大事な話ですので、次の議会にまた譲ります。

それでは2番に行かせてもらいます。

答弁では、区長から地域の要望が市に届かない場合は、市はどのように対応するのかということに明確にぴしっと的を射た話と違って、いろいろこういうふうにやっていますという話ですけども、届かない場合にどうするかということについて、明確に答えていただきたい。

○議長（井上勝彦君）建設部長。

○建設部長（松浦広之君）市のほうに届いてないかどうかの確認をどうするのかという前提条件があるんですけども、仮に区長さんを通じてというところで、仮の話ですけども、住民の方の要望が、要望しながら市のほうに届かないということになりますと、市のほうでは、その点については判断いたしかねるんですけども、一方で、住民の方から直接市のほうへ、例えば答弁でも言いましたとおり、建設課等の事例を挙げますと、危険であるとか、こういうところをこういうふうに改善してほしいということに関しての要望等を直接いただくことがあります。そうした場合には、基本は答弁でも申し上げましたとおり、区長さんを通じての要望でお願いしたいということをお願いすると同時に、危険性等に関してのご提言等であれば、早速職員が現場を見て、逆に市のほうから地域としてのご意見を伺うという形をとる場合もございます。

そういった形で、すべてがということではなしに、やっぱり事案、事案に応じた臨機な対応をしていきたいというふうに考えております。

以上です。

○議長（井上勝彦君）7番 松浦君。

○7番（松浦健次君）わかりました。しかし、区を通じて言うということが一般に周知されているので、それが届かない場合には、市は直接でも受ける場合がありますよということを知れるような、そういう対策も講じ

ていただきたいと思うんですが、いかがですか。

○議長（井上勝彦君）建設部長。

○建設部長（松浦広之君）要望等については、区を通じてというのを基本としております。

一方で、くらしのガイド等、それから広報等でも来月あたりを予定しておるんですけども、例えば道路なんかですと、道路管理者がこちらですので、こういった事案があればご報告いただきたいというふうな形で、いわゆる要望活動とは別に、そういった連絡先等を周知していきたいというふうに考えます。

○議長（井上勝彦君）7番 松浦君。

○7番（松浦健次君）ありがとうございます。

では次の3番、ごみ収集の問題点。時間が遅くなったとか、いろんな話があるんですけども、私の認識では、ごみの収集する会社が5社ありますね。それが仕事の量が違うから、こういう早かったり遅かったりするということだと思ふんですけども、いかがですか。

○議長（井上勝彦君）市民部長。

○市民部長（井浦健之君）いわゆるごみ量ですけれども、これにつきましては、確かに地区によってごみ量がばらつきがあるのも事実でございますし、また週1の地域とそうでない地域との差もあるのも事実でございます。

ただ、特にこの連休明けというんですか、そういう休日を挟んだ場合は、相当ごみの量も増えてきております関係もございまして、したがって、いわゆる業者の中でごみ量が違うんじゃないかということは、すべて当てはまらないかなというように考えております。

以上でございます。

○議長（井上勝彦君）7番 松浦君。

○7番（松浦健次君）この見直しをするときに、コンサルを使ってやったという話ですよ。そのコンサルには、いくらぐらいコンサル料を払ってるんですか。そのときにまた業

者、現場を回る人の意見を聞かれましたか。

○議長（井上勝彦君）市民部長。

○市民部長（井浦健之君）申しわけございません。コンサル料については、ちょっと今、手元に資料がございませんので、後ほどご答弁をさせていただきたいと思ひます。

いわゆるコンサルだけの出ただけと違ひまして、収集しておる現場の意見も聞きながら決定したということでございますので、ご理解のほう、よろしくお願ひしたいと思ひます。

○議長（井上勝彦君）7番 松浦君。

○7番（松浦健次君）現場の意見というのは、私が調べたところでは、現場の意見は全然聞かれなかった、わしらは聞かれなかったと。どこの現場のだれに聞いたんですか。

○議長（井上勝彦君）市民部長。

○市民部長（井浦健之君）直営でやっております環境美化センターの職員に聞いております。委託業者でございますので、そこまで聞くことはしておりません。

それと、今回の見直しにつきましては、コンサルは入れておりません。21年の8月の広域に移行する当時にはコンサルを入れておりますけれども、今回は入れておりませんので、訂正のほう、よろしくお願ひします。

○議長（井上勝彦君）7番 松浦君。

○7番（松浦健次君）直営の職員に話を伺ったということですけど、直営の職員は、このごみの何割を収集しているんですか。

○議長（井上勝彦君）市民部長。

○市民部長（井浦健之君）車両の数で言いますと、現在、直営車両が塵芥車で8台、軽で1台、9台の収集をしております。これは可燃ごみ、プラスチック等すべてでございます。委託車両が9台で収集をさせていただいておるということでございます。量につきましてはちょっと手元にございませんので、後ほどご答弁をさせていただきたいと思ひます。



○議長（井上勝彦君）7番 松浦君。

○7番（松浦健次君）ごみ収集では、可燃ごみで市役所の直営は1台ですよね。可燃ごみ。私が言いたいのは、業者のほうは圧倒的にごみを集めていると。可燃ごみのほうをね。その意見を全然聞かないで、まともな運行計画というかな、できるんですか。

○議長（井上勝彦君）市民部長。

○市民部長（井浦健之君）先ほども申しあげましたですけども、平成21年の8月の広域に移行するときにコンサルを入れて、それぞれの地域の実態等も調べていただいておりますし、また、そのときに市の職員も同行いたしました、すべての地域ではございませんけども、一定のごみ量も把握した上で実施をしておるといってございまして。

○議長（井上勝彦君）7番 松浦君。

○7番（松浦健次君）やっぱり議員が知らないと思って、そういういい加減な答弁をしてもらっては困りますよ。今は、今回4月から変わった話をしているんですよ。そのときに、これは私、市から出た書類ですよ。この書類を見たときに、市の現場を回っている人は、こんなようやるなど。とてもできる話違うやんかというふうに現場の職員は言っているんです。それを聞いた業者から私が聞いて、今、質問しているんですけどね。

ごみの量でも、会社によって多いところと少ないところでは4割近く違うんですよ。今、そんなことは言わなかったでしょう。ほぼ同じやと言うてましたでしょう。市長、こういういい加減な答弁させたらだめですよ。我々議会は、市民の代弁者として聞いているんです。知らんからと思って、こんないい加減な答弁させたら、ほかのこともいい加減と、一事が万事と言われたってしょうがないでしょう。もっと誠実に職員を指導してください。

弁解あったら言ってください。

○議長（井上勝彦君）市民部長。

○市民部長（井浦健之君）ごみ量のことを言われておるわけですけども、先ほど私がご答弁をさしあげましたように、大きく変わってはならないというふうに、ただ、1社につきましては、若干ごみ量がほかの業者と比べまして多いわけですけども、ただ、広域ごみ処理場の閉まります4時までには収集を終えて、収集されておる業者の取り組みも、大変な取り組みをされておると思うんですけども、収集時間内に搬入をしていただいておりますし、また、6月の時点におきましても、時間内に広域のほうへ搬入していただいているという実態があるということでございます。

以上でございます。

○議長（井上勝彦君）7番 松浦君。

○7番（松浦健次君）市民の立場から言えば、できるだけ早く収集してもらおうと。そしたら、特別の業者が一番最後滑り込みでもいいけれど、それでええじゃないかと、そんな話、私はしてないんですよ。平準化して、仕事の量をほんまにわかった人が決めて、それでやればもっと早く全体に終わるんじゃないですか。いかがですか。

○議長（井上勝彦君）市民部長。

○市民部長（井浦健之君）先ほどもご答弁をさせていただいたんですけども、今回の業者につきましては、入札という形を変えております。今までは随意契約でやっておったわけですけども、そういった中で、業者のそれぞれの状況を聞かせていただくということも、その入札に与える影響というのがあるんじゃないかなということも考えておりますし、また、それぞれの現場の環境美化センターの職員の意見というの、実際それぞれ収集に回っておりますので、十分また参考になり得るという判断の中でさせていただいたということでございます。

○議長（井上勝彦君）7番 松浦君。

○7番（松浦健次君）言われることと現実と違うというお話をしたんですよ。改善の余地はないんですか。

○議長（井上勝彦君）市民部長。

○市民部長（井浦健之君）今、多いという業者とお話をさせていただいておるとい状況でございます。一定の改善に向けての努力というのはさせていただこうかなとは思ってますけども、ただ、そういった入札の中で執行された結果でございますので、業者にも一定はご理解いただきたいなというふうにも考えております。

以上でございます。

○議長（井上勝彦君）7番 松浦君。

○7番（松浦健次君）やっぱり素直に認めるところは認めて、改善するところはしたほうがいいですよ。

もう一つ聞きますけど、ごみ収集に行く時間というのは業者によって一定しているんですか。まちまちですか。

○議長（井上勝彦君）市民部長。

○市民部長（井浦健之君）収集時間は朝8時から収集に出させていただいておりますので、各業者同一時刻に出発をしていただいているというふうに認識をしております。

以上でございます。

○議長（井上勝彦君）7番 松浦君。

○7番（松浦健次君）実は違うんですわ。9時から始めている業者もおるんですよ。やっぱり、皆さん、もっと性根入れて自分の職責を全うしてほしい。いろいろほかにもあるんですけども、私、言いませんけどね。結構、建設部もいろんなことを聞いています。

次、行きます。

○議長（井上勝彦君）市民部長。

○市民部長（井浦健之君）業者で9時から収集に回っておられる業者がおられるというお

話やったんですけども、私どもの、広域からいただいておりますそれぞれの業者の搬入時間を見ますと、9時から回っておられる業者はいないかなというふうに考えています。

以上です。

○議長（井上勝彦君）7番 松浦君。

○7番（松浦健次君）ちゃんと調べてください。私のほうももう一回調べます。でも、私は業者から聞いたので。複数の業者です。9時から始めていると。そういう業者もいるということで、搬入の最終だけの時間で仕事の量というのはわからないという話を聞きましたので、調べてください。

○議長（井上勝彦君）7番 松浦君。

○7番（松浦健次君）道徳教育の充実について、一生懸命やっておられるということがよくわかりました。私としてはちょっと気にかかる話なんですけども、今の教育の方針、つまり、ざっくり言った話では、教師が結論を言うてはいけない。それぞれの子どもにゆだねよう。あるいは価値観が多様化している中で、教師の回答を押し付けるのは厳禁。子どもに自由に考えさせ、自由に発言させ、自由に行動させることが、子どもの主体性・自主性を尊重し、伸ばすことになると。授業の主役は子どもである。しかつたり否定したりするのはあまり良なくて、ほめて励ますべきだと。そういう大きな方針みたいなものが見えるんですけども、自由に考えさせるというのは、基本的なことがわかっておって、それで自由に考えるということはいけると思うんですけども、基本も何もわからない人に自由に考えさせるというような方針というのは、根本的に間違っておる。最も大事なものは何か、これをたたき込んだ上で、それで自由に考えさせるということでなければ、何でもかんでも自由、自主性をというようなことでは、真つ当な道徳教育も教育もできないと考えます

が、いかがでしょうか。

○議長（井上勝彦君）教育長。

○教育長（松田良夫君）今、子どもたちに考える力をとということで、自由に思うことというのは確かに大事なことです。しかし、自由に思うことから考えることがスタートしても、知に収れんする、価値にたどり着く、そういうプロセスをきっちり大事にする教育が、今でも基本的な教育の姿やと私は思っています。

そういう意味で、道徳的価値をさまざまな場面でしっかりつけて、体験させて、そのことを言葉であらわすことによって子どもの道徳性を高めていく。そして、さらに道徳的実践力につなげていく。そういうことをやっぱり大事にする指導は、基本中の基本と考えています。自由からスタートしても、知に収れんする。皆が共有する価値にまとまっていく。それが教育の基本的な、本来的な姿やと思っています。

以上です。

○議長（井上勝彦君）7番 松浦君。

○7番（松浦健次君）これは産経新聞のコラムですけど、なかなか心にしみましたので紹介させていただきます。

戦前までの修身強化を否定したのが占領軍であったと信じている人が意外に多いと。これは大きな誤りである。占領軍の修身教科書に対する評価は決して低いものではなかった。とりわけ占領軍は、日本人の礼儀正しさを称賛した。昭和21年に来日した米国教育使節団の報告書でも、「日本人の現在持っているもの即ち礼儀を以って修身科を始めるなら、それでよかろう」と述べている。

修身教科書では、「せいとん」、「ぎょうぎ」、「礼儀」、「公德」の項目が多く設けられ、正しい礼儀作法の「型」が具体的に記述されている。「人と食事をするときには、皆で楽しく飲食するように心がけ、食器の類を荒々しく

取り扱ったり、騒がしく物音を立てたりしないようにしましょう。（中略）汽車・電車・自動車等に乗ったときには、人に迷惑をかけるようにすることはもとより、不行儀な振る舞いをしたり、卑しい言葉づかいをしたりしてはいけません。また、人の顔形や身なりなどをあざ笑ったり、とやかく言ったりするのも、かたく慎むべきことであります。」

しかし、修身教科書の趣旨は、単に礼儀作法の「型」を列挙することにあっただけではない。「人に対しては恭敬（尊敬）の念を失わず、礼儀を正しくしなければなりません。礼儀が正しくないと、人には不快の念を起こさせ、自分は品位を落とすことになります。」と記述しているように、礼儀作法の「型」を身に付けることが人間としての品位、人格を形成する方途であると説いている。

こうした項目で取り上げられたのが、本居宣長、松平義房、細井平洲、乃木希典である。特に、雨の日に濡れた外套を着た乃木が、車内で席を譲られても、丁寧にお礼を言うだけで決して腰をかけず、側近にも外套を持たせなかったという逸話は、乃木希典の人となりをさすがしく描いている。

「価値の押し付けはいけない」という戦後の風潮の中で、戦後教育は礼儀作法を教えることを無視し続けたが、その一方では、物事の原因を内面的な心の問題に還元する心情主義を過度に強調してきた。しかし、礼儀作法の「型」をしっかりと教えること、いわば「型から入る」教育にもっと目が向けられていいのではないか。

これは貝塚茂樹という大家が言っておられるんです。教育長のお考えももちろんわかりますけれども、まず、何が大事かと。こういうことと並行していかないと、自由自由で、そこまで一人ひとりをずっと見ておる中で指導できればいいですけども、やっぱり大勢を

相手にする中では、何が大事かということ、理屈なしで教えるということもまた大事かと思いますが、私の希望を述べさせていただいて、私の質問を終わります。

ありがとうございました。

○議長（井上勝彦君）これをもって、7番 松浦君の一般質問は終わりました。

この際、10時55分まで休憩いたします。

（午前10時39分 休憩）